

一 当用漢字表（国語審議会）

昭和二十一年十一月十六日、内閣告示第三十二号・同訓令第七号で公布された。当用漢字表の制定に当たって、その審議の基礎となつたものは昭和十七年六月の標準漢字表（国語審議会答申。国語施策沿革資料11に収録）であった。すなわち、昭和二十年十一月二十七日、国語審議会に「標準漢字表再検討に關する漢字主査委員会」が設けられ、標準漢字表の常用漢字（一一三四字）を基本に必要な加除を行うという形で審議が進められたのである。その結果、常用漢字一一三四字から八十八字を削り、二四九字を加え、総計一二九五字から成る新しい漢字表がまとめられた。これが、昭和二十一年四月二十七日の総会に提出された常用漢字表案であるが、漢字表としての字種の範囲（一般社会用としては字種が少なすぎ、義務教育用としては多すぎる）が問題となり、議決に至らなかつた。そのため、常用漢字表案に各分野で必要な漢字を増補する方向で再検討され、最終的に一二九五字に五六四字を加え九字を削つて、一八五〇字となつた。このうち一三一字については、簡易字体が本体として採用された。これが当用漢字表である。この「当用」の意味については、「日常生活上さしあたつて必要なもの」（文部大臣談）、「当座の用のもの」（当局談）などと説明されている。

本資料集所収の当用漢字表は、法令全書（昭和二十一年十一月号、昭和二十二年十月十五日発行）によつたが、収録に当たつて原本（B5判）を拡大（一二一%）した。なお、昭和二十一年十一月十六日の官報（号外）で発表された当用漢字表は、翌二十二年六月九日の官報で正誤が出ているが、法令全書ではこれに従つて訂正したものを掲載している。更に補足すれば、正誤には挙げられていないが、昭和二十一年の官報では、「駅」の馬の四つ点が「一」に、また「齡」で令の下部が「マ」に近い形になつてゐるが、これらも「駅」「齡」にそれぞれ訂正されている。

◎文選卷之三十一

卷之十一

◎内閣告示第三十一号
(官報 十一月十六日)

昭和二十一年十一月十六日

內閣總理大臣 吉田 茂

ト、ふりがなは 原則として使わな
い。

一、二の表は、法令・公用文書・新聞・雑誌および一般社会で、使用する漢

一、この表は、今日の國民生活の上で、漢字の制限があまり無理がなく行われることをめやすとして選んだものである。字の範囲を示したものである。

一、固有名詞については、法規上その他に關係するところが大きいので、別に考へることとした。

一、簡易字体については、現在慣用されてゐるものの中から採用し、これを本体として、参考のため原字をその下に掲げた。

一、字体と音訓との整理については、調査中である。

イ、この表の漢字で書きあらわせないことは、別のことばにかぎるか、または、かな書きにする。ロ、代名詞・副詞・接続詞・感動詞・助動詞・助詞は、なるべくかな書きにする。ハ、外國（中華民國を除く）の地名・人名は、かな書きにする。

刀部	口部	力部	力部	刀部
刀刃分切刈刊刑列初判別利到制 刷券刺刻則削前部剛彌副割創劇	凸出	剝(齧)劍	力功加劣助努効効勑勉勇勉動勘務	勝勞(勞)募勢勤勵勵(勵)勑(勸)
女奴好如妃妊妙妥妨妹妻婬始姓 委姬姻姿威娘娠婆婚婦婿媒嫁	匱(匱)包	匱(匱)劍	匱(匱)勸(勸)	匱(匱)勸(勸)
夕部	士部	口部	口部	口部
夏 外多夜夢	(圓)匱(匱)團	匱(匱)區(區)	匱(匱)區(區)	匱(匱)區(區)
士壯壺(壺)壽	士在地坂均坊坑坪垂型埋城或執 墳墓堂堅堤堰報場塊塑塔塗墳墓 塗增墳塗(塗)墳墳壁塗庄(塗)壘 壞	匱(匱)危却卵卷卸卽 去參(參)又及友反叔取受 口古句叫召可史右司各合吉同名 后更吐向君吟否含呈吳吸吹告周 味呼命和唉哀品員哲愛唐唯唱商 問啓善喚臺喪與單嗣嘆器噴麻嚴 囑(囑)	匱(匱)印 占 厚原 匱(匱)印 占 厚原 匱(匱)印 占 厚原 匱(匱)印 占 厚原	匱(匱)印 占 厚原 匱(匱)印 占 厚原 匱(匱)印 占 厚原 匱(匱)印 占 厚原
戈部	心部	心部	心部	子部
成我戒戰戲	式 弓弔引弟弦弧弱張強彈 御復循微徵德徵	市布帆希帝帥師席帳帶常幅幕 千平年幸幹 幻幼幽幾 床序底店府度座庫庭床庸廉廊 廢(廢)廣廳 延廷建	尺尼尾尻局居届(屆)届屋廣層腹 屬(屬) 山岐岩岸峯島峽崇崩岳(嶽) 川州巡巢 己 工 工 尸 尸 巾部 工部 工部 尸部 尸部 山部 川部 尸部 尸部 尸部 小部 小部 小部 小部 小部 寸部 尺部 尺部 尺部 尺部 子部 尺部 尺部 尺部 尺部	子孔字存孝季孤孫學(學) 宅宇守安元宗宜苗定宜客宣室宮 宰害宴家容宿寂寄密富寒察寢寢 寢(寢)寧審寫(寫)寬寮玉(寶) 寢(寢)寧審寫(寫)寬寮玉(寶) 寢(寢)寧審寫(寫)寬寮玉(寶) 寢(寢)寧審寫(寫)寬寮玉(寶) 寢(寢)寧審寫(寫)寬寮玉(寶)

「、このかなづかいは、大体、現代語音にもとづいて、現代語をかなで書きあらわす場合の準則を示したものである。

「、このかなづかいは、主として現代文のうち口語体のものに適用する。

「、原文のかなづかいによる必要のあるもの、またはこれを変更しがたいものは除く。

◎内閣告示第三十三号

現代國語の口語文を書きあらわすか
なづかいを、次のように定める。

發音	新かか いな
ヨモボボホノドゾゴコオオ オオオオオオオオオウ	ブズ 新かか いな
ろよもばばほのどとぞそごうこうおうゆう	うううううううううううううう
らやまばばはなだたぎさきがこかはあいう、	ううううううううううふうふう
らえふ、ばふ、はなふ、たぎさきふふふ	くわう、かふ、わいふ、あゆふ
えふ ぼふ ほのうふ	ぐわう、がふ、

發音	オエオウイワズジガカオエイ
づ新 かか いな	おえおういわづじがかおえい
備考 (い旧 をか 示な づ °か)	ほへふふひはづぢぐくをゑゐ わわ

第一 ふ、ふ、をはい、え、おと書く。		細則		四		三	
リミビヒニチ ジ シギキ ヨヨヨヨヨヨヨ ヨヨヨヨ オウオオオオオ オオオオ	発音			リビヒニチジシギキ ユユユユユユユ ウウウウウウウ	発音		
りみびひにちぎき よよよよよようう うううううううう	づ新 かか いな	りびひにちじぎき ゆゆゆゆゆううう うううううううう	づ新 かか いな	りみびひねぢしき ややややうやうや うううううううう	備考 <small>(旧 を示す。)</small>	りびひにちじぎき うううううう りふ	備考 <small>(旧 を示す。)</small>
れめべへ うううう れふ	り ふ	てふふふ てふふふ	て ふ	てぢせげけ うううう せふふふ	者 <small>(旧 を示す。)</small>	じふ にふ	じふ ちゆう